

様式第六号(第九条の二関係)

(第1面)

新規・更新

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
□□□□年□□月□□日	
福井県知事 様	郵便番号を必ず記入
申請者 〒□□□□-□□□□ 住所 □□県□□市□□丁目□□番□□号 氏名 株式会社□□□□ 代表取締役 □□ □□ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 □□□□-□□-□□□□	法人の場合・・・ 登記簿に記載されているとおりに記入 個人の場合・・・ 住民票に記載されているとおりに記入 ※(株)や、2-8-8などと省略しない
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請	積替保管を含む・含まないの別、 「自動車等破砕物」「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」を含む・除くの別を記入
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替保管を行う場合の積替保管を行う場所の所在地	積替保管を含む 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) (自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。) 以上7種類
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替保管を行う場合の積替保管を行う場所の所在地	積替保管を含む 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) (自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。) 以上7種類
事業の用に供する施設の種類の数量	事務所 □□県□□市□□丁目□□番□□号 電話番号 □□□□-□□-□□□□ 事業場 □□県□□市□□丁目□□番□□号 電話番号 □□□□-□□-□□□□
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地	運搬車両 8台 コンテナ 3個 シート 5枚
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地	「面積」は保管場所のみの面積を記入し、「高さ」は保管場所における最大積上げ高さを記入
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地	(1) □□市□□丁目□□番□□号 □□m ² 種類 廃プラスチック類 50m ³ 、金属くず 50m ³ 保管上限 100m ³ 積み上げることができる高さ 3m (2) □□市□□丁目□□番□□号 □□m ² 種類 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 保管上限 20m ³
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地	屋内または容器を使用して保管する場合は、「高さ」は記入しない
※事務処理欄	

様式第十号(第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
□□○○年○○月○○日	
福井県知事 様	
申請者 〒○○○-○○○ 住 所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号 氏 名 株式会社○○○ 代表取締役 ○○ ○○ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 ○○○-○○-○○○	
産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	□□○○年○○月○○日 第018○○○○○○○○号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	変更後の事業範囲を記入 「記載例(新規許可申請または更新許可申請の場合)」を参照
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う産業廃棄物の種類に○○を追加 ・積替保管を「含まない」から「含む」に変更
変更理由	現在の取引先である排出事業者において新たに○○が排出されるため。
積替保管を「含まない」から「含む」に変更した場合のみ記入 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	(1) 積替保管場所の所在地 ○○市○○丁目○○番○○号 (2) 積替保管場所の設置年月日、面積 □□○○年○○月○○日、○○㎡ (3) 積替保管を行う産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 50㎡ 金属くず 50㎡ がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 50㎡

	(4) 保管上限 150 m ³ (5) 積み上げることができる高さ 2 m
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	※ 記入する必要はありません。
※ 事務処理欄	

【参考】(特別管理) 産業廃棄物の種類の記載順序

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
1	燃え殻	廃油 (有害金属等を含む。)
2	汚泥	廃酸 (〃)
3	廃油	廃アルカリ (〃)
4	廃酸	感染性産業廃棄物
5	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物
6	廃プラスチック類	・廃PCB等
7	紙くず	・PCB汚染物
8	木くず	・PCB処理物
9	繊維くず	・廃水銀等
10	動植物性残さ	・廃水銀等を処分するために処理したもの
11	動物系固形不要物	・廃石綿等
12	ゴムくず	・有害金属等を含む産業廃棄物 (廃油、廃酸、廃アルカリ以外)
13	金属くず	・燃え殻
14	「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」	・汚泥
15	鋳さい	・鋳さい
16	がれき類	・ばいじん
17	動物のふん尿	輸入廃棄物
18	動物の死体	
19	ばいじん	
20	政令第2条第13号廃棄物	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	石川県	01700000001
	富山県	01600000001
	滋賀県	申請中(□□〇〇年〇〇月〇〇日)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住	登記簿のとおり記入
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	住	所

役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住

役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住
〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	□□〇〇年〇〇月〇〇日 代表取締役	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	□□〇〇年〇〇月〇〇日 取締役	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇	□□〇〇年〇〇月〇〇日 監査役	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号

登記簿に記載されている役員(監査役も含む)および取締役と同等以上の支配力を有する者(相談役、顧問等)を全員記入

外国人の場合は、「生年月日」は西暦、「本籍」は国籍を記入

住民票のとおり記入

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	〇〇, 〇〇〇株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	□□〇〇年 〇〇月〇〇日	〇〇, 〇〇〇株 〇〇%	-	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇	□□〇〇年 〇〇月〇〇日	〇, 〇〇〇株 〇〇%	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号	
法人の場合は、代表者の氏名まで 記入し、「生年月日」は登記簿に記 載された「設立年月日」を記入				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇	□□〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号
	〇〇支店長		
法人の役員以外で廃棄物の 処理に関する契約締結権限 を有する支店長、営業所長 等がいる場合に記入			

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄